

袖ヶ浦市介護保険運営協議会（平成29年度第2回）議事録

- 1 開催日時 平成29年6月26日（月） 午後2時55分開会
- 2 開催場所 市役所旧館3階大会議室
- 3 出席委員

会 長	立川 久雄	委 員	鍋川 早苗
副会長	在原 昌秀	委 員	竹元 悦子
委 員	高石 静江	委 員	室橋 敬
委 員	宮崎 和明	委 員	加曾利 正宏
委 員	高安 修藏	委 員	小倉 明美
委 員	安藤 洋子		

(欠席委員)

委 員	犬丸 達也	委 員	山中 太郎
委 員	石塚 浩一	委 員	浅井 美喜

- 4 出席職員

福祉部長	宮嶋 亮二	福祉部参事 (介護保険課長兼務)	森 博
介護保険課副課長 (認定・給付班長兼務)	小幡 久美子	介護保険課 管理班長	吉田 彰
介護保険課 管理班 主査	北島 規与泰		
高齢者支援課長	川口 秀	高齢者支援課副課長 (高齢者福祉班長兼務)	重田 克己
高齢者支援課 上席保健師 (地域包括支援班長兼務)	一色 弥生		

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人	傍聴人数	0人
------	----	------	----

- 6 次第

(1) 議題

- ア 平成28年度介護保険事業の実績について
- イ 平成28年度地域包括支援センター事業の実績について
- ウ 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定スケジュール等について
- エ 袖ヶ浦市地域密着型サービス事業者(小規模多機能型居宅介護事業)の公募結果について
- オ その他

7 議 事

事務局	<p>出席の報告をいただいております委員の皆様、全員お揃いですので、始めさせていただきます。</p> <p>ただいまの出席委員は、11名でございます。</p> <p>従いまして、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条第2項の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>これより、平成29年度第2回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日、犬丸委員、山中委員、石塚委員、浅井委員が所用のため欠席との報告をいただいております。</p> <p>次第により会議を進めてまいります。</p> <p>立川会長、ご挨拶よろしくお願ひ申し上げます。</p>
立川会長	あいさつ（略）
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速、議事に入りたいと思います。</p> <p>議事の進行につきましては、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、立川会長にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、立川会長よろしくお願ひいたします。</p>
立川会長	それでは、まず議事に入る前に、会議の公開及び傍聴について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>本日の会議は公開でございます。なお、会議録につきましては、ホームページ及び市政情報室で公開してまいりますのでご了解ください。委員の皆様には、後日、議事録を送付させていただきます。以上でございます。</p>
立川会長	<p>皆様、会議の公開等については、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日の議題は、その他を含め5件でございます。</p> <p>会議次第をご覧ください。</p> <p>議題1は、「平成28年度介護保険事業の実績」についての報告を受け、ご意見をいただくものです。</p> <p>議題2は、「平成28年度地域包括支援センター事業の実績」についての報告を受け、ご意見をいただくものです。</p> <p>議題3は、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定スケジュール等」についての説明を受け、ご意見をいただくものです。</p> <p>議題4は、「袖ヶ浦市地域密着型サービス事業者（小規模多機能型居宅介護事業）の公募結果」についての報告を受け、ご意見をいただくものです。</p> <p>議題5は、「その他」といたしまして、委員の方々からのご意見を伺った後に、</p>

	<p>市からの報告事項として「生活支援体制整備事業に係る協議体の活動状況」について報告があるとのこと。</p> <p>では、議題ごとに事務局の説明後、質疑をお受けすることとします。</p> <p>まず、議題1「平成28年度介護保険事業の実績」について、事務局の報告を求めます。</p>
事務局	【議題1に関する報告】
立川会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。</p> <p>質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。</p>
	質疑なし
立川会長	<p>ないようですので、次に移らせていただきます。</p> <p>次に、議題2「平成28年度地域包括支援センター事業の実績」について、事務局の報告を求めます。</p>
事務局	<p>報告の前に、資料の訂正をお願いします。「議題(2)資料」の2ページ、「5一般介護予防事業」の「(総計)のうち通所型介護予防教室 実人数/延人数」の平成28年度実績値について「144/1,015」を「100/1,015」に訂正願います。</p> <p>【議題2に関する報告】</p>
立川会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。</p> <p>質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。</p>
安藤委員	「議題(2)資料」1ページの「2 包括的支援事業」の「①総合相談支援業務・権利擁護業務」の「(参考)成年後見制度市長申立件数」の平成28年度実施に係る3件の内訳はどういったものでしょうか。
事務局	いずれも、認知症による判断力が低下しキーパーソンのいない独居の方でした。
安藤委員	こういった風になる前に、民生委員の方が動いて、最終的に市長申立となったものですか。
事務局	<p>そのとおりです。</p> <p>ケアマネジャーさんや、民生委員の方々が日頃から支援をいただいている中で、ご本人の認知機能の低下を確認し、市長申立てをしている状況であります。</p>
立川会長	<p>他に質疑・ご意見等はありませんか。</p> <p>ないようですので、次の議題に移らせていただきます。</p> <p>次に、議題3「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定スケジュール等」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【議題3に関する説明】
立川会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。</p> <p>質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。</p>
	質疑なし

立川会長	<p>ないようですので、次に移らせていただきます。</p> <p>次に、議題4「袖ヶ浦市地域密着型サービス事業者（小規模多機能型居宅介護事業）の公募結果」について、事務局の報告を求めます。</p>
事務局	【議題4に関する報告】
立川会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。</p> <p>質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。</p>
高安委員	<p>小規模多機能型居宅介護事業については、以前、市内事業者で実施希望があったと聞いているが、それはどうなったんですか。</p>
事務局	<p>昨年度、公募を行った際に事前協議申請を提出していただいた事業者さんがありました。そちらの事業者さんにも公募についてのお知らせをしましたが、今回は見送りたいとの回答があったものです。</p>
立川会長	<p>他に質疑・ご意見等はありませんか。</p> <p>ないようですので、次に移らせていただきます。</p> <p>最後に、議題5「その他」ですが、委員の皆様から何かございますか。</p>
	委員からの発言なし
立川会長	事務局より報告等ございますか。
事務局	【市からの報告事項として、「生活支援体制整備事業に係る協議体の活動状況」について報告】
立川会長	ただいまの報告に対し、質問はございませんか。
安藤委員	<p>「議題（5）資料」3ページの協議内容について、これに対してどのようにして、周りの人に周知をして行くんですか。私の住んでいる所は、アウトレットが出来た影響で、木更津間のバスが非常に少なくなってしまい、自分の家に行くには、タクシーしかありません。ガウラのバスがあるといっても、市民会館までしかきません。ボランティアというと、事故が起きた時の補償とかどれだけのものがあるかといったこともありますし、こういったものを実際にどうやってクリアして行くのか、私達は知りたいところです。</p>
事務局	<p>移動手段や、買い物等につきましては圏域協議体の中でも、まず第一に出てくるお話であり、問題であります。</p> <p>平川地区では、NPO法人が移動支援の活動をしておりますので、こういった活動を参考にしまして、他の圏域でも活動を展開できないか協議体で検討を進めていければと考えております。</p>
安藤委員	<p>結果については、時間が掛かるものですので、その過程においてこういうことをやっていますとか、市役所以外にもボランティアの方とか様々な知識を持っている人もいますので、そういった情報を踏まえて検討を進めて行ったらどうでしょうか。</p>
事務局	<p>課題については、まず出来るものから少しずつクリアして行きたいと思っております。なお、検討の状況については、適宜、本介護保険運営協議会にも報</p>

	告してまいりたいと思っています。
竹元委員	<p>私ども、NPO法人を立ち上げて平岡・中富地区で交通サービスをやっています。交通手段が無い事を前提で実施しているので、昭和地区のバスやタクシーもあるといった状況とは違います。ですから、こういった面で何とか運営をすることが出来ています。また、私どもは、実施に当たって3つの要素である、「家事支援」、「サロンの設置」、「交通サービスの運行」といったことをクリアして実施しています。ただし、実際のところ老老介護と同じで、やっている人達は高齢者です。</p>
高安委員	<p>交通の問題は、財源の問題もあるので、小型バスを使って本格的に実施するか、ボランティアにやってもらうかだと思うが、ボランティアだと事故が起きた場合、誰が責任をとるかが問題になる。</p> <p>また、あっても利用しない市民もいるので、折角運行しても、いつの間にか無くなってしまった市町村もある。やらなければならない事なら、政策として市がやるしかないと思います。</p>
安藤委員	<p>システムとして、色々な法律を駆使して、運行者の方に責任が掛からないように考えていかなければいけないと思います。</p>
事務局	<p>この件につきましては、圏域協議会でも非常に大きな課題となっており、例えば、市がバスを走らせたり、高齢者にタクシー券を配ることなど、色々なことが考えられますが、どうしても財源の話を避けて通ることが出来ません。</p> <p>いずれにしろ、高齢者が増えていく中において、制度を持続的に運営していくためには、財源の問題が出てくるものなので、現在、平岡・中富地区でインフォーマルなサービスとして実施している事業をモデルケースとして、他の地区でも検討を進めて行けないかと、圏域協議会でも意見を出していただきながら、考えていきたいと思っております。</p>
竹元委員	<p>これまで、市の交通対策として、姉ヶ崎のタクシー会社に頼んでいた時は、年間800万円位かかっていたそうです。今、私どもは、ガソリン代や車代を含めても200万円位で運営しています。ただし、初めての事業として、市から車を1台用意していただいているから、この金額で抑えられていると思います。</p>
安藤委員	<p>これを全て市に負担を掛けるというのは、現状で難しいと思います。</p> <p>市とNPOとか地域住民が一体となって取り組む組織作りが重要だと思います。こういった場合、誰が主となり進めて行くかとなると、集める、発言する、予算にしても国の何の補助金が使えるかなどといったことから、市が中心となるのが良いと思います。また、人を育成し、次世代につなげることによって、円滑に次代に引き継がれると思います。こういった事も踏まえて、市に主導権を取って進めていただきたい。それで、有識見者の方などの意見を聞いて、平岡地区のようなケースが他の地域に広がっていけば良いなと思います。</p>

竹元委員	今、袖ヶ浦市では、協働のまちづくりという条例を作るのに凄く話し合っています。ですから、まだ時間が掛かると思いますが、少しずつ骨格が出来上がってきていますので、きっと良い方向に行くと思います。
事務局	既存事業として、現在社会福祉協議会におきまして、国の法律の範囲内ということで、所得制限などがありますが、高齢者や障害者の方を対象にボランティアの方の力を借りて送迎サービスを行っていただいております。こういった情報発信についても、今後しっかりとやって行かなければならないと改めて感じたところであります。
高安委員	小規模多機能型居宅介護事業について、以前実施希望があった事業者は、なぜ今回の公募に申し込まなかったのでしょうか。
事務局	今、現状行っている施設の運営があるので、新しく小規模多機能型居宅介護事業に取り掛かることが難しいとの話を聞きました。
高安委員	今は難しくても、今後も継続して意向調査やフォローをしていただきたいと思います。
立川会長	他に何かありますでしょうか。
事務局	【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備・運営事業者の公募に係る中間報告】
立川会長	ただいまの報告に対し、質問はございませんか。
	質疑なし
立川会長	他に質疑・ご意見等はありませんか。 それでは、本日予定していた議案の審議は、全て終了いたしました。 以上で、議長の任を解かせていただきます。議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。
事務局	立川会長、ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして、本日の議題は、全て終了いたしましたので、平成29年度第2回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。

平成29年度第2回 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

日 時 平成29年6月26日（月）
午後3時00分
場 所 市役所旧館3階大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 平成28年度介護保険事業の実績について

【平成28年度の実施状況を報告し、ご意見をいただくものです。】

(2) 平成28年度地域包括支援センター事業の実績について

【平成28年度の実施状況を報告し、ご意見をいただくものです。】

(3) 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定スケジュール等について

【計画策定の概要やスケジュール等を説明し、ご意見をいただくものです。】

(4) 袖ヶ浦市地域密着型サービス事業者（小規模多機能型居宅介護事業）の公募結果について

【公募結果を報告し、ご意見をいただくものです。】

(5) その他

4 閉 会

議題（1）平成28年度介護保険事業の実績

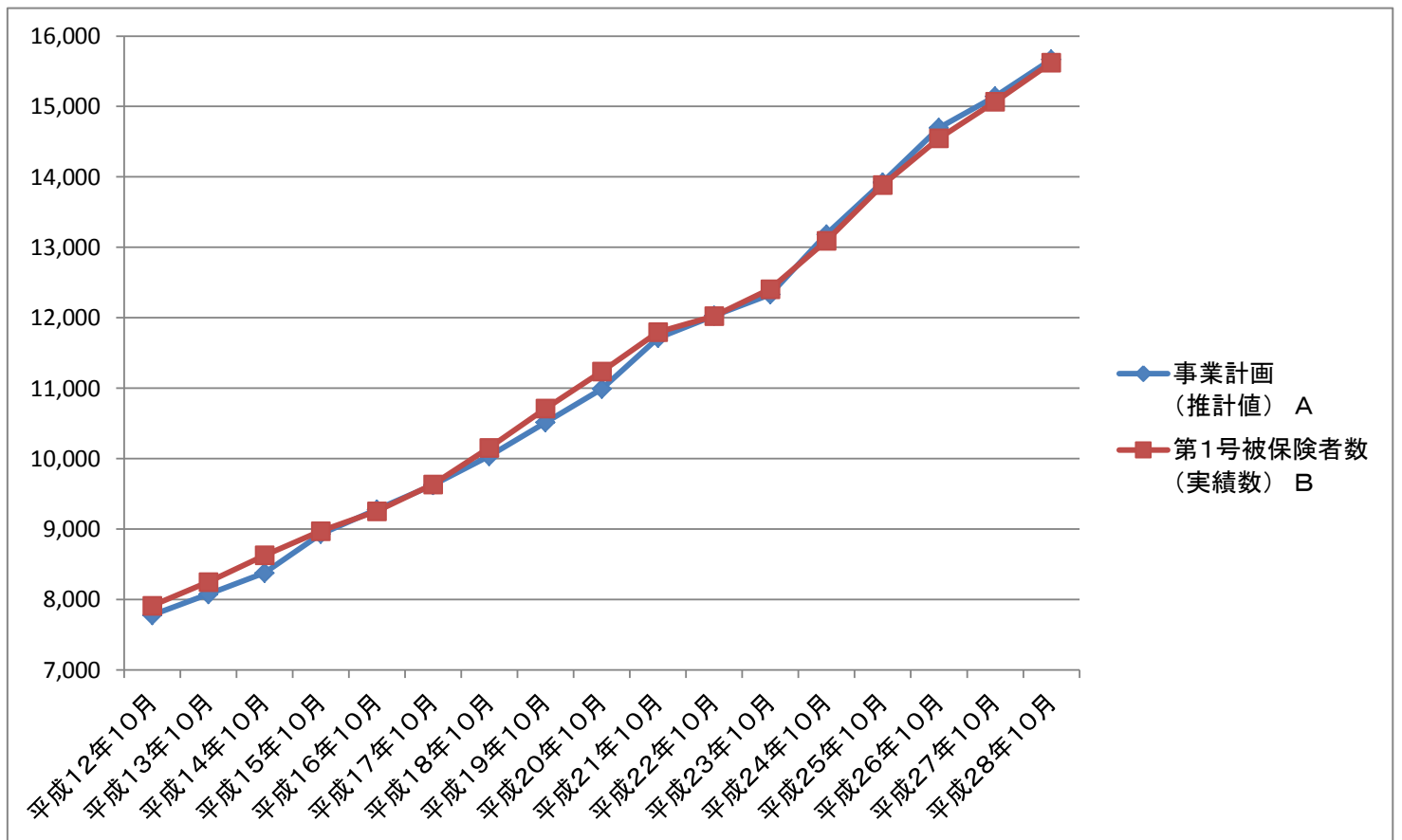
1. 第1号被保険者数の推移

市の平成28年10月末現在の65歳以上の高齢者数(第1号被保険者)は、15,624人であり事業計画における見込みよりも45人少ない状況となっております。

なお、事業計画値との増減率では、99.7%であったことから、事業計画で推計した見込みの範囲内の結果でした。

(人)

	事業計画 (推計値) A	第1号被保険者数 (実績数) B	推計値と実績値の差 B-A	増減率 B/A
平成12年10月	7,778	7,913	135	101.7%
平成13年10月	8,077	8,250	173	102.1%
平成14年10月	8,378	8,628	250	103.0%
平成15年10月	8,931	8,972	41	100.5%
平成16年10月	9,278	9,254	△ 24	99.7%
平成17年10月	9,626	9,637	11	100.1%
平成18年10月	10,037	10,156	119	101.2%
平成19年10月	10,514	10,712	198	101.9%
平成20年10月	10,990	11,237	247	102.2%
平成21年10月	11,712	11,798	86	100.7%
平成22年10月	12,030	12,023	△ 7	99.9%
平成23年10月	12,333	12,408	75	100.6%
平成24年10月	13,185	13,094	△ 91	99.3%
平成25年10月	13,923	13,887	△ 36	99.7%
平成26年10月	14,698	14,550	△ 148	99.0%
平成27年10月	15,142	15,071	△ 71	99.5%
平成28年10月	15,669	15,624	△ 45	99.7%



2. 要介護認定者数の推移

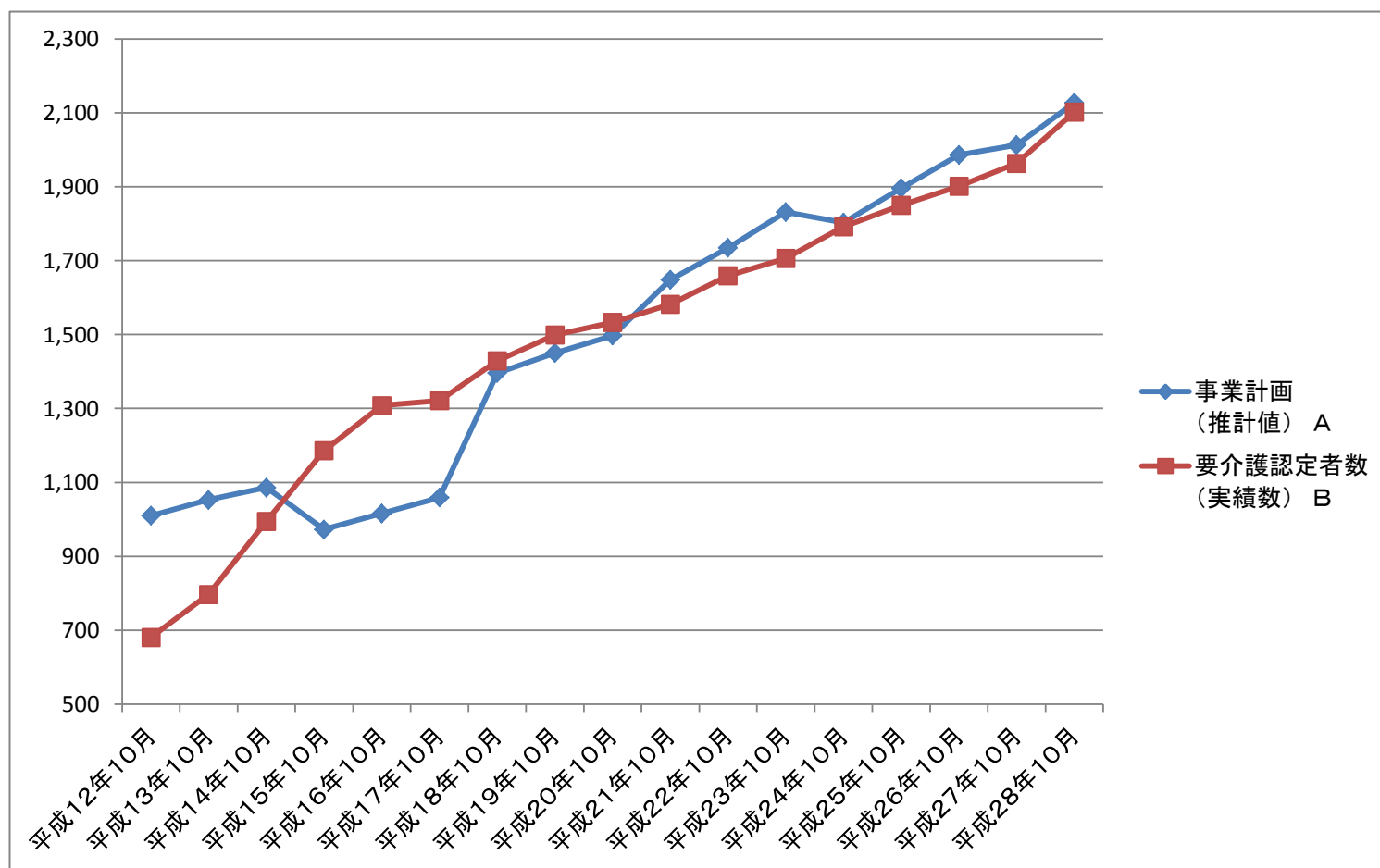
平成28年10月末現在の要支援・要介護認定者数は、2,102人であり事業計画における見込みよりも25人少ない状況となっております。

なお、事業計画値との増減率では、98.8%であったことから、事業計画で推計した見込みの範囲内の結果でした。

(人)

	事業計画 (推計値) A	要介護認定者数 (実績数) B	推計値と実績値の差 B-A	増減率 B/A
平成12年10月	1,010	681	△ 329	67.4%
平成13年10月	1,053	797	△ 256	75.7%
平成14年10月	1,086	995	△ 91	91.6%
平成15年10月	973	1,186	213	121.9%
平成16年10月	1,016	1,308	292	128.7%
平成17年10月	1,059	1,321	262	124.7%
平成18年10月	1,396	1,429	33	102.4%
平成19年10月	1,450	1,499	49	103.4%
平成20年10月	1,497	1,533	36	102.4%
平成21年10月	1,648	1,582	△ 66	96.0%
平成22年10月	1,735	1,659	△ 76	95.6%
平成23年10月	1,831	1,706	△ 125	93.2%
平成24年10月	1,803	1,792	△ 11	99.4%
平成25年10月	1,896	1,850	△ 46	97.6%
平成26年10月	1,986	1,901	△ 85	95.7%
平成27年10月	2,013	1,963	△ 50	97.5%
平成28年10月	2,127	2,102	△ 25	98.8%

※要介護認定者数Bは第2号被保険者数含む。



3. サービス受給者数の推移

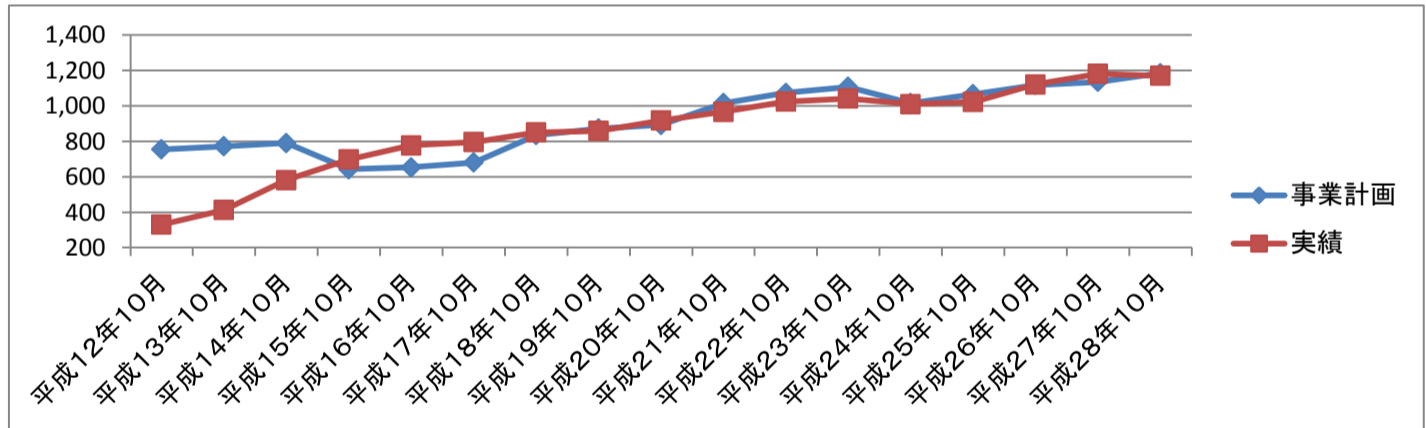
平成18年度から始まった地域密着型サービスは、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービスです。

地域密着型サービスについては、平成28年度から通所介護のうち利用定員が19名未満の事業所の指定が県から市に移行されました。

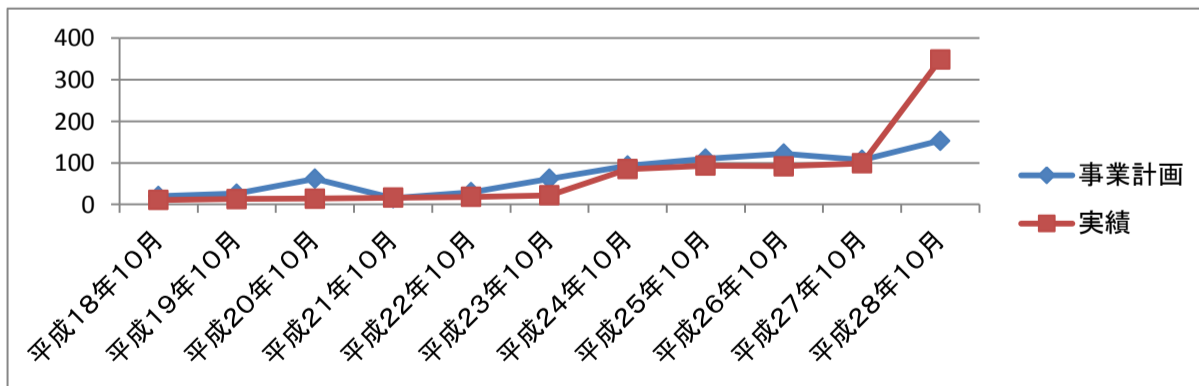
(人)

	居宅介護(介護予防含)サービス受給者数【県指定】		地域密着型(介護予防含)サービス受給者数【市指定】		施設介護サービス受給者数	
	事業計画	実績	事業計画	実績	事業計画	実績
平成12年10月	754	329			203	219
平成13年10月	772	412			227	230
平成14年10月	790	581			251	261
平成15年10月	642	697			327	262
平成16年10月	653	777			336	291
平成17年10月	680	795			353	271
平成18年10月	834	850	20	11	318	272
平成19年10月	872	859	26	13	324	272
平成20年10月	892	917	62	14	341	286
平成21年10月	1,015	966	15	16	296	299
平成22年10月	1,073	1,024	29	18	300	301
平成23年10月	1,107	1,042	62	22	320	301
平成24年10月	1,015	1,010	93	85	368	316
平成25年10月	1,065	1,022	110	93	378	334
平成26年10月	1,118	1,121	122	92	387	350
平成27年10月	1,135	1,180	107	99	348	345
平成28年10月	1,184	1,169	153	348	353	356

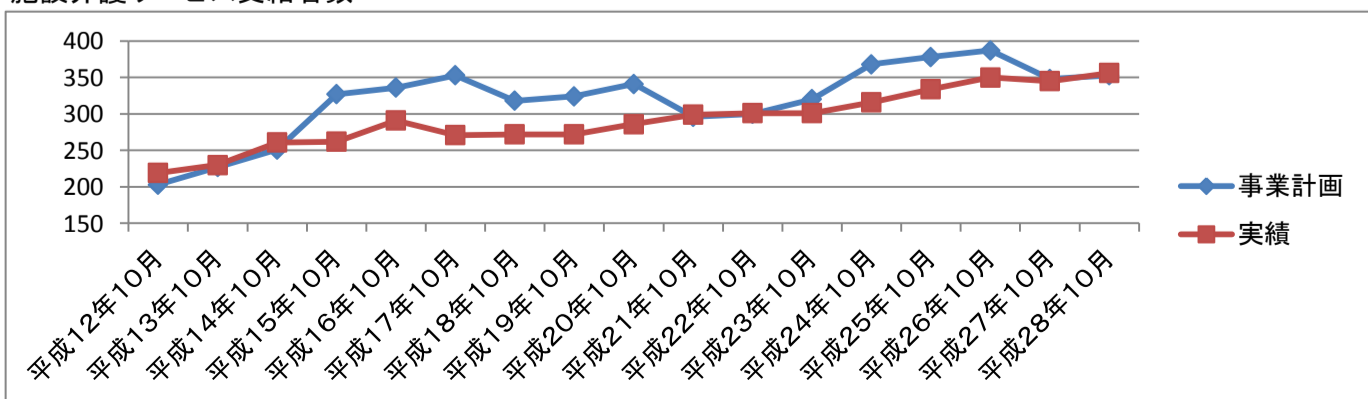
居宅介護(介護予防含)サービス受給者数【県指定】



地域密着型(介護予防含)サービス受給者数【市指定】



施設介護サービス受給者数



4. 介護保険給付費等の推移

保険給付費は計画に対し90%以上の割合で執行しています。平成28年度は介護保険がスタートした平成12年度に比べ3倍以上の給付額となっています。

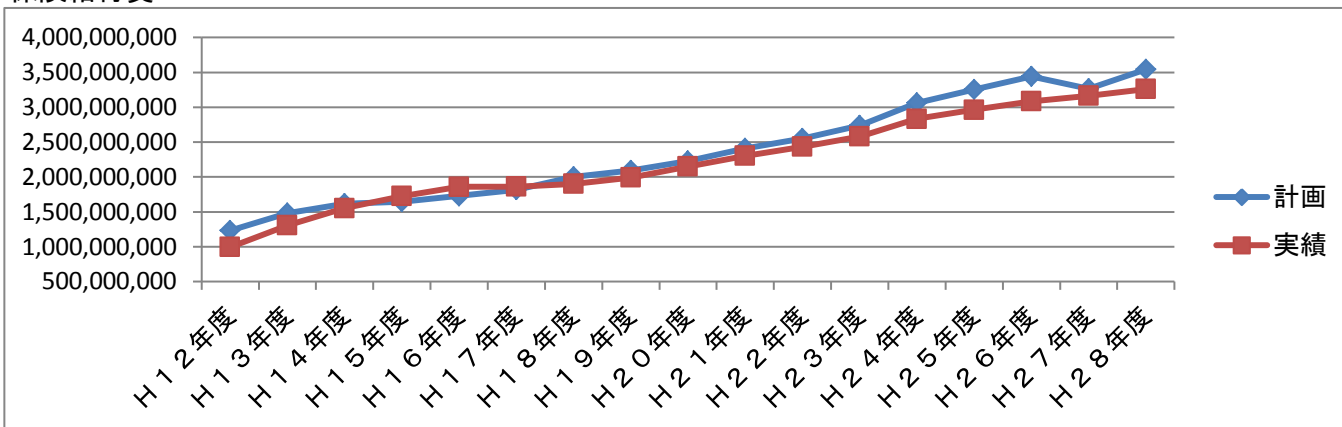
地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援総合事業の平成28年3月からの前倒しによる実施や平成28年度からの認知症施策推進事業・在宅医療・介護連携推進事業等の実施により、計画値と比較して実績が大きく上回っています。

(単位:円)

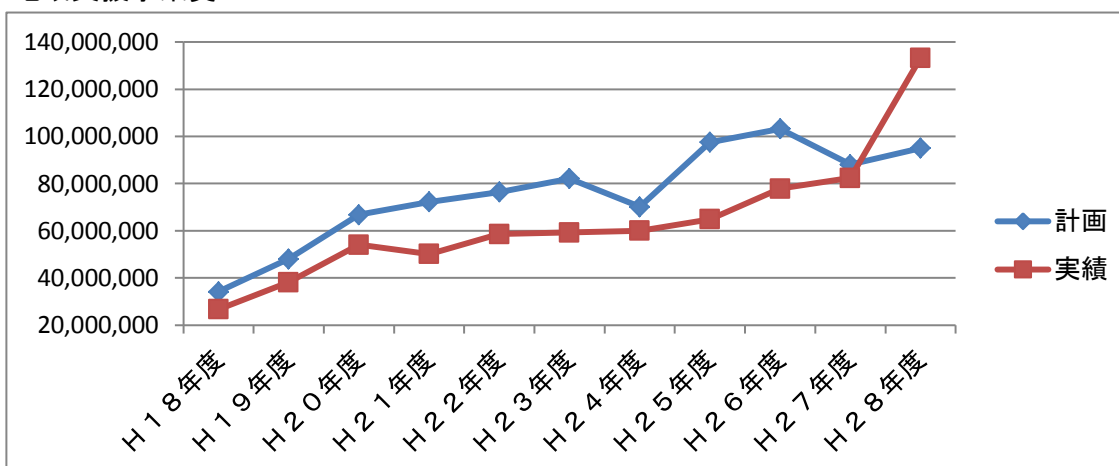
年度			保険給付費	地域支援事業費	合計
第五期	H24年度	計画	3,060,719,072	70,148,000	3,130,867,072
		実績	2,832,173,222	60,054,605	2,892,227,827
		執行率	93%	86%	92%
	H25年度	計画	3,252,449,088	97,495,172	3,349,944,260
		実績	2,963,005,715	64,830,642	3,027,836,357
		執行率	91%	66%	90%
	H26年度	計画	3,443,173,636	103,214,409	3,546,388,045
		実績	3,086,764,739	77,835,955	3,164,600,694
		執行率	90%	75%	89%
3カ年	計画	9,756,341,796	270,857,581	10,027,199,377	
	実績	8,881,943,676	202,721,202	9,084,664,878	
	執行率	91%	75%	91%	

年度			保険給付費	地域支援事業費	合計
第六期	H27年度	計画	3,264,270,588	88,078,000	3,352,348,588
		実績	3,162,217,459	82,331,530	3,244,548,989
		執行率	97%	93%	97%
	H28年度	計画	3,542,144,055	95,000,000	3,637,144,055
		実績			
		執行率	0%	0%	0%
	H29年度	計画	3,948,000,399	124,000,000	4,072,000,399
		実績			0
		執行率	0%	0%	0%
3カ年	計画	10,754,415,042	307,078,000	11,061,493,042	
	実績	3,162,217,459	82,331,530	3,244,548,989	
	執行率	29%	27%	29%	

保険給付費



地域支援事業費



5. 介護サービス事業所の参入状況

袖ヶ浦市に所在地を有する事業所数のみ計上しています。
 平成28年4月から通所介護のうち、利用定員が19名未満の事業所の指定が県から市に移り、地域密着型サービスに移行されました。
 平成28年5月に定員29名の地域密着型介護老人福祉施設が1カ所開設したことに伴い、市内の施設の定員の増加が図られました。

(1) 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所

サービス名	H24年4月	H25年4月	H26年4月	H27年4月	H28年4月	H29年4月
居宅介護支援	13	13	14	15	16	16

(2) 居宅サービス事業所・介護予防サービス事業所

サービス名	H24年4月	H25年4月	H26年4月	H27年4月	H28年4月	H29年4月
訪問介護	15	15	13	13	12	13
訪問入浴介護	1	1	1	1	1	1
訪問看護	23	23	23	23	25	25
訪問リハビリテーション	21	21	21	21	22	22
居宅療養管理指導	69	69	69	69	71	71
通所介護(デイサービス)	15	17	17	17	5	4
通所リハビリテーション(デイケア)	2	2	3	3	3	3
短期入所生活介護(ショートステイ)	8	11	11	11	11	11
短期入所療養介護(ショートステイ)	2	2	2	2	2	2
福祉用具貸与	1	1	1	1	1	1
特定福祉用具購入	2	2	1	1	1	1
事業所数合計	159	164	162	162	154	154

(3) 地域密着型サービス事業所・地域密着型介護予防サービス事業所

サービス名	H24年4月	H25年4月	H26年4月	H27年4月	H28年4月	H29年4月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	1	1	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	1	1
認知症対応型共同生活介護	3	3	3	3	3	3
定員(人)	36	36	36	36	36	36
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	2	2	2	2	3
定員(人)	58	58	58	58	58	87
複合型サービス	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	—	—	—	—	16	16
事業所数合計	6	6	6	6	23	24

(4) 介護保険施設

サービス名	H24年4月	H25年4月	H26年4月	H27年4月	H28年4月	H29年4月
介護老人福祉施設	3	3	3	3	3	3
定員(人)	175	175	215	215	215	215
介護老人保健施設	2	2	2	2	2	2
定員(人)	190	190	190	190	190	190
療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
定員(人)	0	0	0	0	0	0
施設数合計	5	5	5	5	5	5

議題(2)平成28年度地域包括支援センター事業の実績

議題(2)資料

～地域包括支援センターで実施する指定介護予防支援事業と地域支援事業について～

1 指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント

① 指定介護予防支援事業

予防給付の対象となる要支援者の自立支援を目的とした介護予防サービスの適切な利用に向けての支援

	平成26年度 (うち新規)	平成27年度 (うち新規)	平成28年度 (うち新規)
ケアプラン作成数 (総数)	3,139 (154)	3,285 (125)	2,475 (68)
(総数)のうち包括担当数	1,418 (26)	1,252 (29)	1,045 (34)
(総数)のうち委託事業所担当数	1,721 (128)	2,033 (96)	1,362 (34)
委託率	55%	62%	55%

② 介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業対象者の介護予防や生活支援を目的とした、適切なサービスの利用に向けた支援であり、介護予防・日常生活支援総合事業の平成27年度開始に伴い実施

	平成26年度 (うち新規)	平成27年度 (うち新規)	平成28年度 (うち新規)
ケアプラン作成数 (総数)		9 (1)	951 (67)
(総数)のうち包括担当数		5 (0)	430 (40)
(総数)のうち委託事業所担当数		4 (1)	454 (27)
委託率		44%	48%

【参考】委託契約締結事業所

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
委託契約締結事業所数	54	56	48
うち 実績あり(稼働率)	40 (74%)	39 (69%)	36 (75%)

2 包括的支援事業

① 総合相談支援業務・権利擁護業務

地域の高齢者に対する様々な相談の対応(総合相談支援業務)・高齢者虐待の予防と対応や成年後見制度利用に向けた支援等、判断力の低下した高齢者に対する支援等の対応(権利擁護業務)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
(総計)	2,263	2,923	2,952
(総計)のうち地域包括支援センター対応(実人員)	409	501	525
(総計)のうち地域包括支援センター対応(延対応回数)	1,459	2,240	2,241
(総計)のうちランチ対応(延対応回数)	804	683	711
(総計)のうち虐待に関する数	実25/延198 (うち市が虐待と判断した実人員15)	実30/延277 (うち市が虐待と判断した実人員12)	実25/延220 (うち市が虐待と判断した実人員7)
(総計)のうち日常生活自立支援事業に関する数	実4/延7	実2/延6	実2/延5
(総計)のうち成年後見制度に関する数	実20/延49	実16/延97	実23/延89
(参考)成年後見制度市長申立件数	1件	2件	3件

② 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者の包括的な支援に向けたネットワークづくりやケアマネジャーに対する個別支援等

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ケアマネジャーからの相談	実54/延196	実77/延240	実52/延128

【センター別相談件数】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
(総計)	1,459	2,240	2,241
(総計)のうち地域包括支援センター対応	実266/延1,001	実211/延547	実202/延530
(総計)のうち地域包括支援ながうらサブセンター対応	実153/延458	実173/延807	実218/延803
(総計)のうち地域包括支援ひらかわサブセンター対応		実178/延886	実144/延908

3 二次予防事業※

要支援・要介護状態となる可能性の高い65歳以上の人を対象に、心身の状態の維持・改善のための運動機能・口腔機能の維持・向上等のプログラムの実施

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
参加プログラム【通所型：合計】実人数/延人数	108/2,119	136/2,331	
参加プログラム【訪問型：合計数】実人数/延人数	70/70	12/12	

4 一次予防事業※

全高齢者を対象とした心身の状態の維持・改善のための運動機能・口腔機能向上等介護予防のための取り組みの実施

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
(総計) 一次予防事業参加延人数	1,267	10,663	
(総計) のうち おらが出張講座	10回実施 339人参加	39回実施 1,134人参加	
(総計) のうち 袖ヶ浦いきいき百歳体操(平成26年11月より開始)	実119/延928 新規開設5団体	実466/延9,529 新規開設20団体	

5 一般介護予防事業※

全高齢者を対象とした住民主体の通いの場の充実等、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取り組みの実施及び推進

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
(総計) 一般介護予防事業参加延人数			21,668
(総計) のうち おらが出張講座			56回実施 1,356人参加
(総計) のうち 袖ヶ浦いきいき百歳体操			実799/延19,297 新規開設20団体
(総計) のうち 通所型介護予防教室 実人数/延人数			144/1,015

※平成28年度より、介護保険制度改正により、二次予防事業・一次予防事業は廃止となり、全高齢者を対象とした介護予防の取り組みを推進する一般介護予防事業として実施

【平成28年度地域包括支援センターにおける主要事業の概要】

1. 認知症施策の推進

(1) 認知症施策推進検討委員会

(旧認知症初期集中支援チーム検討委員会)・・・平成27年より設置

【目的】

認知症初期集中支援チームの運営について検討を行うほか、市の認知症施策の推進について検討を行う。

【実施状況】

- 平成28年度は4回実施。
- 平成28年度検討事項
 - ・認知症初期集中支援チーム検討委員会の所掌事務及び名称の変更
 - ・認知症初期集中支援チームの支援状況について
 - ・認知症サポーター等養成事業について
 - ・認知症の人の自動車運転について

(2) 認知症初期集中支援チーム・・・平成27年度より実施

【目的】

認知症の人(疑い含む)とその家族に対し、初期の段階から複数の専門職で構成されるチームが包括的、集中的に関わり、自立した生活に向けての支援、介護負担の軽減を図る。

【実施状況】

- チーム員による訪問活動を実施。
- 効果的な支援を検討するため、チーム員会議を月2回実施。

年 度	27	28	合計
新規対象者	16	17	33
訪問回数(延)	17	32	49

(3) 認知症家族のつどい・・・平成22年度より実施

【目的】

認知症の方を介護する家族同士が介護経験や思いを分かち合ったり、アドバイスをし合い、交流を深め、支え合いとつながりを促進し、介護負担の軽減を図る。

【実施状況】

年4回開催。毎回、袖ヶ浦さつき台病院の医師・介護福祉士が出席。

年 度	22	23	24	25	26	27	28
開催回数	4	4	4	4	4	4	4
人数(延)	29	29	29	37	65	50	37

(4) 認知症サポーター養成講座・・・平成19年度より実施

【目的】

認知症についての理解を深め、認知症の人やその家族の暮らしやすい地域をつくる。

【実施状況】

市内小中学校、自治会、スーパー等その他、対象を限定しないオープンクラスを実施。また、サポーターの更なるスキルアップのため、ステップアップ講座を実施。

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	合計
開催回数	2	2	9	35	27	22	38	14	27	20	196
人数	106	57	251	1,096	958	658	1,639	421	821	947	6,954

(5) 頭の元気度測定会・・・平成26年度より実施

【目的】

認知機能評価支援システムを使用した簡易な検査で、おおまかな認知機能を判定し、認知機能の自己確認をはじめ、認知症への関心を高めるとともに、認知症を早期発見し最適な保健指導、医療等の機会に結び付ける。

【実施状況】

- タッチパネル式の機器を使用し、頭の元気度を測定。
- 市役所、サブセンターでは月1回定期的に測定会を実施。
- シニアクラブ、介護予防活動団体等への出張測定も実施。

年度	26	27	28
開催回数	28	43	43
人数(延)	213	233	205

2. 在宅医療・介護連携の推進

【目的】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護機関の連携を推進し、在宅において切れ目のないサービスを受けられるような体制の整備を図る。

【実施状況】

- 医療介護連携推進会議 4回実施
医師・歯科医師・薬剤師・ケアマネジャー等が出席。作業部会での検討結果の報告及び更なる検討を実施。
- 作業部会
2つの作業部会を実施
①連携を深める部会②情報の発信の作業部会を各4回開催。
- 多職種研修会
医療と介護の双方の理解を深めるため、研修会を2回開催

3. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

【目的】

要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、多様な主体による多様なサービスを提供し、効果的・効率的に介護予防や日常生活支援を行う。

【実施状況】

●訪問型サービスA

平成28年10月より、緩和した基準によるヘルパーサービス（訪問型サービスA）を開始。

- ・ 6事業所を指定し、2事業所においてサービス提供。
- ・ 平成29年3月末現在、利用者4名。

●市内のリハビリテーション職等との連携

市内のリハビリテーション職等専門職を対象とした「リハビリテーション職等連絡協議会」を設置し、効果的な介護予防の取組について検討。

- ・ リハビリテーション職等連絡協議会 5回開催
- ・ 作業部会
2つの作業部会①短期集中型サービスCの創設に向けた部会②一般介護予防事業におけるリハ職との連携を考える部会を各3回開催。
- ・ 統合部会
作業部会での検討の振り返りを行い、協議会に提案。2回開催。

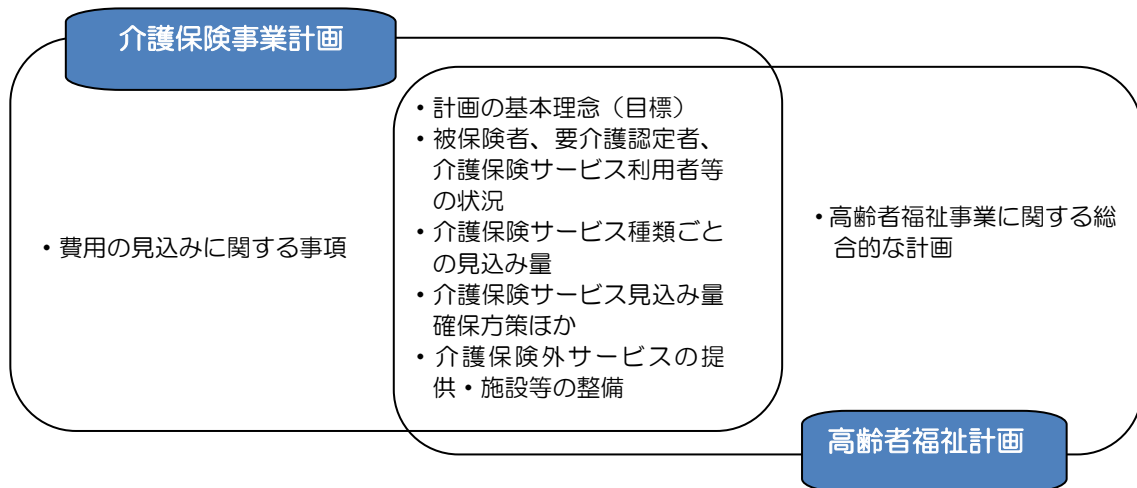
議題（3） 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定スケジュール等

1 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定の進め方について

（1）計画策定の趣旨

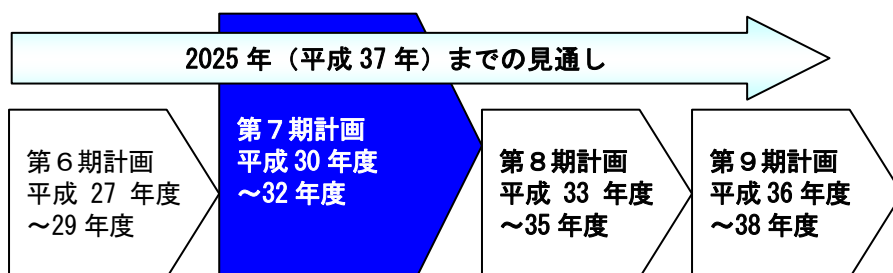
市町村は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定することが義務づけられています。本市では、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」をこれに位置づけています。

このたび、平成29年度をもって、「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」の計画期間が終了となるため、新たに平成30年度から32年度までの3年間を計画期間とする「高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定するものです。



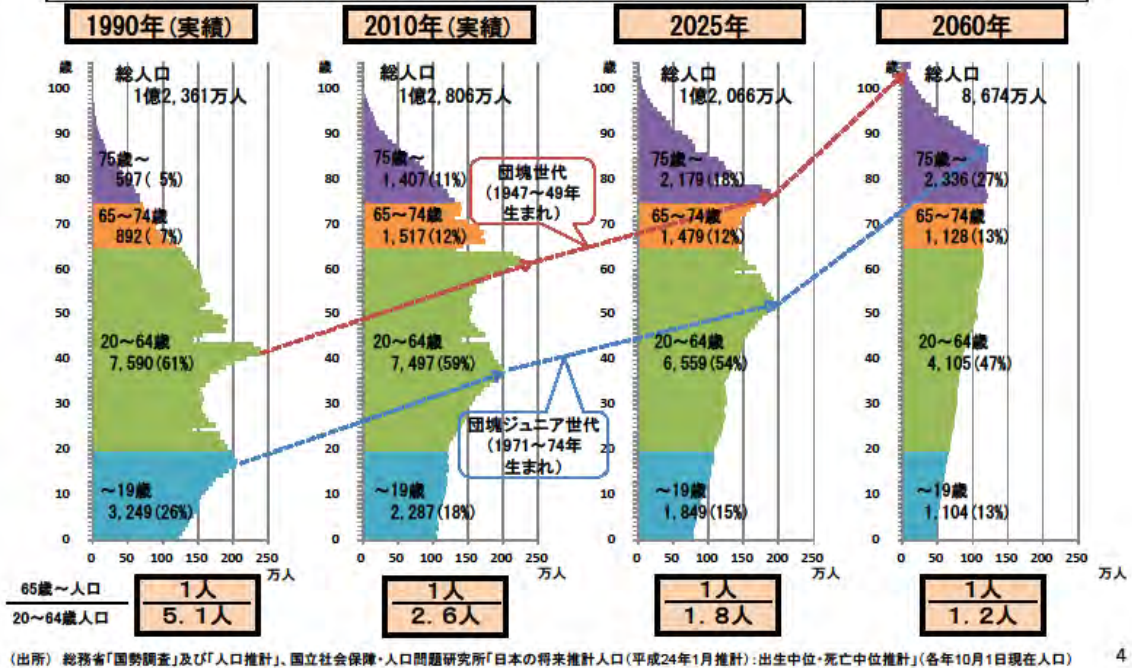
（2）計画期間

本計画の期間は、団塊の世代が後期高齢期に入る2025年（平成37年）を見据えつつ、平成30年度から平成32年度までの3年間とし、平成12年4月の介護保険制度創設から第7期目の計画となります。



(参考)人口ピラミッドの変化(1990~2060年)

○日本の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を2.6人で支えている社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定



(3) 策定の手法

ア 高齢者実態調査の実施

高齢者の生活実態や、介護保険サービス利用者の利用状況・利用意向、など、次期計画を策定するための基礎的な資料を得るために、平成28年度に高齢者実態調査を実施しています。

また、平成29年度には、介護サービス事業所・介護施設等の運営状況、介護従事者の現状などアンケート調査及び事業者ヒアリングを実施します。

そして、これらアンケート結果等の単純集計、クロス集計を行い、調査結果の分析を行います。

イ 第6期計画の振り返り、第7期計画の検討・策定

策定にあたっては、実態調査で把握された現状、現行計画の振り返りを基に進めるほか、介護保険法改正などの国の動きを注視しながら進めていきます。

そして、庁内の関係各課等の課長職で構成する高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会にて検討を進めるとともに、当事者や専門的な見地から幅広い視点での協議を行うため、被保険者、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、介護サービス事業者、費用負担関係者の15名により構成された「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」での協議・検討をお願いしていきます。

また、あわせて、素案作成後にパブリックコメントを実施し、広く市民意見の把握と反映に努めます。

袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画評価要領

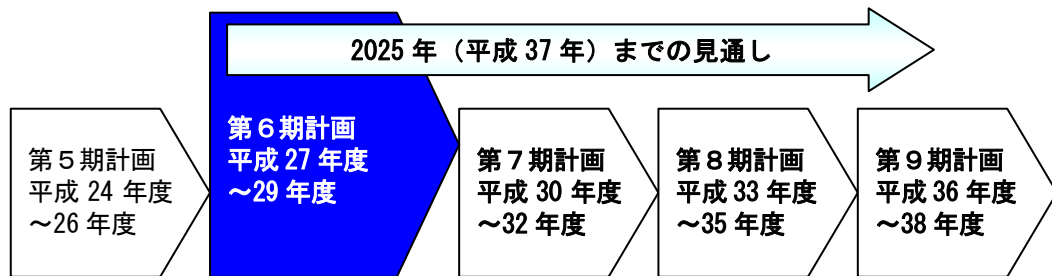
平成29年4月19日作成
福祉部介護保険課

1 評価の背景と目的

本市では、「ふれあいとささえあい 共にはぐくむ 高齢社会」を基本理念に、第1期から第5期にわたって、高齢者の保健福祉事業及び介護保険事業の推進に努めてきました。

第6期計画(平成27年度～平成29年度)は、団塊の世代が後期高齢期に入る2025年を見据えつつ、第5期から続く地域包括ケアの推進の取り組みを発展させるとともに、介護保険制度改正への対応に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにすることを目的として策定したものであります。

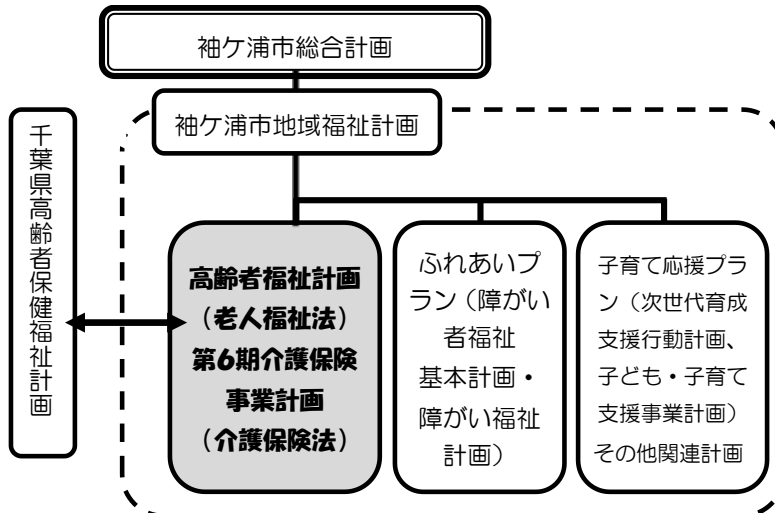
この第6期計画の期間満了に伴い、次期計画を策定するにあたり、これまでの取組状況や成果を確認し、その結果を今後活かすため評価を実施するものであります。



【参考】高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の枠組み

本計画は、老人福祉法第20条の8による規定(老人福祉計画)及び介護保険法第117条による規定(介護保険事業計画)に基づき両計画を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけたものです。

また、「袖ヶ浦市総合計画」及び「袖ヶ浦市地域福祉計画」を上位計画として、「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画」及び「袖ヶ浦市障がい福祉計画」等、他の関連する計画との連携及び整合を図り推進してきたものです。

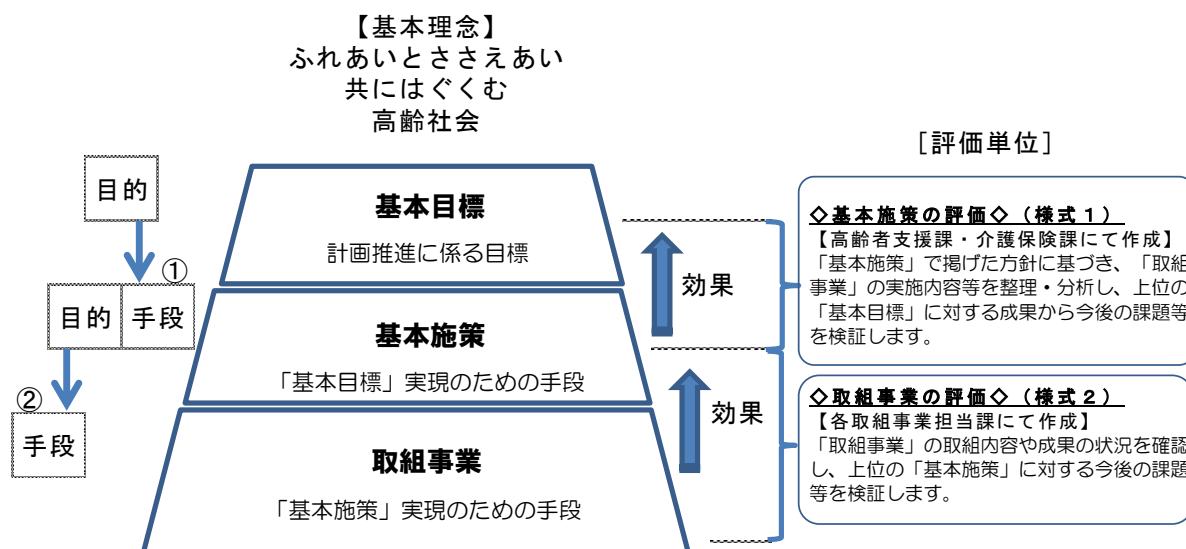


2 評価の基本的な考え方

本計画の体系は、5つの「基本目標」を掲げ、その実現に向けて「基本施策」及び「事業」を設定したものです。

本計画は、この「基本目標」―「基本施策」―「事業」という体系のもとで推進するものとしており、この体系はそれぞれの階層の間で、目的と手段の関係にあることを前提としています。

◀袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の体系図▶



- ①「基本施策」は、上位の「基本目標」を実現するための具体的手法（手段）であり、下位の「取組事業」の目的となっています。
- ②「取組事業」は、上位の「基本施策」の目的を達成するための具体的な手段となっています。

3 評価者

本計画による施策が着実に効果的に取り組まれているか評価を行います。

①担当課による評価（1次評価）

取組事業等を実施する担当課自らが評価者の視点に立って行う評価。



②袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会による評価（2次評価）

1次評価結果をもとに、庁内関連部署の課長職等で構成する「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会」において、全庁的視点を持って行う評価。

4 評価の報告

市が行う介護保険事業の円滑かつ適正な運営に資するため、袖ヶ浦市介護保険運営協議会に報告を行います。

袖ヶ浦市介護保険条例（抜粋）

第4章 介護保険運営協議会

（設置）

第10条の2 市が行う介護保険事業の円滑かつ適正な運営に資するため、袖ヶ浦市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第10条の3 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 介護保険事業の運営に関する事項
- (2) 介護保険事業計画に関する事項
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事項
- (4) 地域密着型サービスの指定等に関する事項
- (5) その他介護保険事業の円滑かつ適正な運営のために必要な事項

（委員の定数等）

第10条の4 協議会の委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 学識経験者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 介護サービス事業者
- (6) 費用負担関係者

2 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画 策定スケジュール

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画策定委員会 (庁内組織)	高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会設置要綱の制定	⇒⇒												
	第1回 策定の進め方、スケジュール			29										
	第2回 アンケート集計結果、第6期評価結果(2次評価)				10									
	第3回 第7期計画(素案)					24								
袖ヶ浦市介護保険運営協議会 (外部有識者組織)	第4回 第7期計画(案)※パブコメ前							24						
	第2回 策定の進め方、スケジュール				26									
	第3回 アンケート集計結果、第6期評価結果					25								
	第4回 第7期計画(案)※パブコメ前													
	第5回 第7期計画(案)※パブコメ後									15				
	第6回 第7期計画の策定報告											19	16	
高齢者福祉・第7期 介護保険事業計画策定作業	第6期の事業評価	⇒⇒												
	担当課への照会(取組概要作成及び1次評価)	⇒⇒⇒⇒												
	高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(2次評価)					⇒⇒								
	市民アンケート	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒												
	事業所アンケート			⇒⇒⇒⇒										
	事業所アンケート				⇒⇒⇒⇒									
	事業所ヒアリング(アンケート回答者の中から、5事業所程度を抽出)				⇒⇒									
	現状把握及び課題分析	①介護保険制度や高齢者福祉施策をめぐる制度改正の動向把握と課題整理	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒											
		②地域の概況等、高齢者等の実態現状把握	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒											
		③介護保険事業の給付実績集計・分析	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒											
	課題の整理			⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒										
	人口推計及び介護保険サービス等見込み量・保険料の設定				⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒									
	計画作成作業関係	高齢者福祉・第7期介護保険事業計画【たたき台】の作成				⇒⇒⇒⇒								
関係各課等への照会(取組事業等に係る確認及び洗い出し)						⇒⇒⇒⇒								
高齢者福祉・第7期介護保険事業計画【素案】の作成						⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒								
関係各課等への照会(素案の内容確認)							⇒⇒⇒⇒							
高齢者福祉・第7期介護保険事業計画【案】の作成※パブコメ前								⇒⇒⇒⇒						
高齢者福祉・第7期介護保険事業計画【最終】の作成※パブコメ後										⇒⇒				
パブコメ手続き関係										⇒⇒⇒⇒				
条例改正関係												●		
計画策定後の周知												⇒⇒⇒⇒		
県・国の動向	国			⇒⇒⇒⇒										
	千葉県	市町村説明会		26										
		指針案提示後(国:都道府県課長会議、県:市町村課長会議)				⇒⇒								
		市町村計画方針等ヒアリング				⇒⇒								
		圏域連絡会議(県内9つ)					⇒⇒⇒⇒							
		市町村サービス見込み量ヒアリング						⇒⇒						
【県】市町村・国との調整								⇒⇒⇒⇒						

袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画

概要版

～ふれあいとささえあい 共にはぐくむ 高齢社会～

— 平成27年度～平成29年度 —



平成27年3月



Sodegaura City

袖ヶ浦市



1. 計画の策定の趣旨

袖ヶ浦市においては、団塊の世代が65歳に到達したことによって高齢者人口が大幅に増加しており、平成26年10月時点で高齢化率が23.5%と概ね4人に1人が高齢者となり、今後、高齢化はさらに進展していくとともに、要介護高齢者、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者の増加も見込まれます。

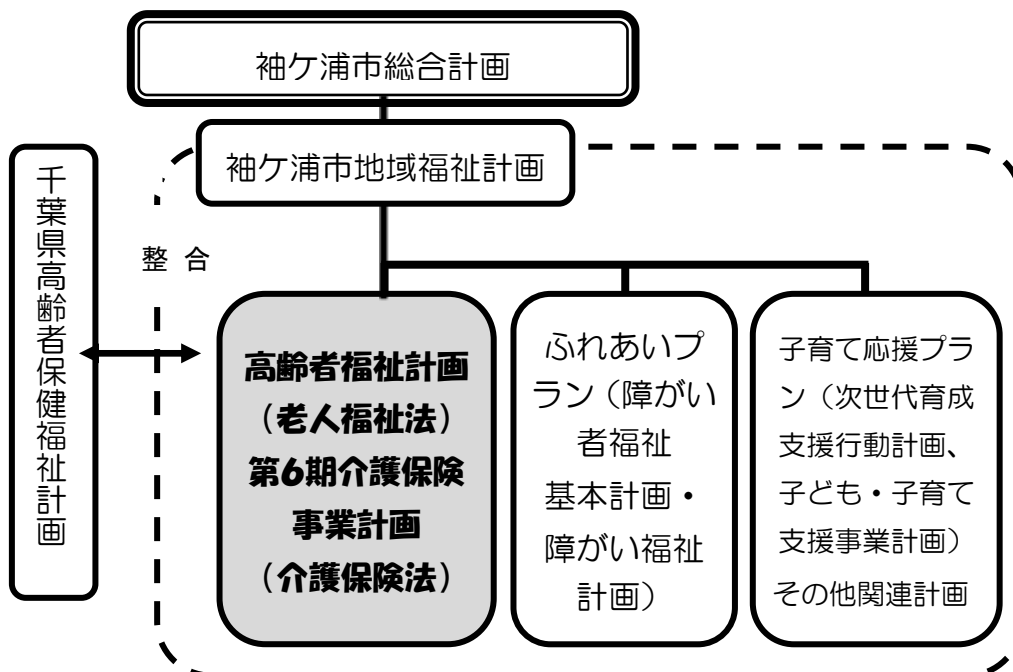
本市では、「ふれあいとささえあい 共にはぐくむ 高齢社会」を基本理念に、第1期から第5期にわたって、高齢者の保健福祉事業及び介護保険事業の推進に努めてきました。

本計画は、団塊の世代が後期高齢期に入る2025年を見据えつつ、第5期から続く地域包括ケアの推進の取り組みを発展させるとともに、介護保険制度改正への対応に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにすることを目的として策定するものです。

2. 計画の位置づけ

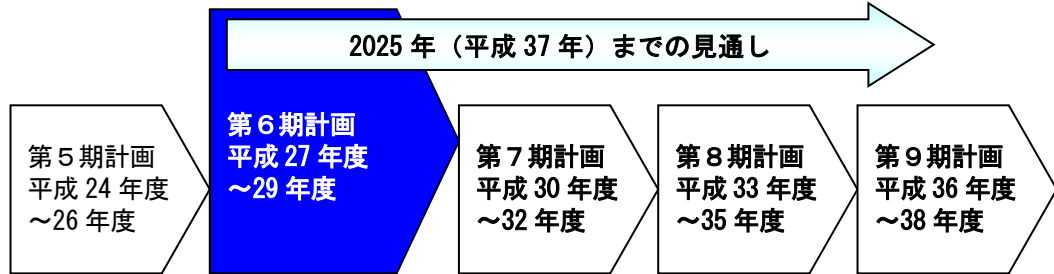
本計画は、老人福祉法第20条の8による規定（老人福祉計画）及び介護保険法第117条による規定（介護保険事業計画）に基づき両計画を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけるものです。

また、「袖ヶ浦市総合計画」及び「袖ヶ浦市地域福祉計画」を上位計画として、「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画及び袖ヶ浦市障がい福祉計画」等、他の関連する計画との連携及び整合を図って策定するものです。



3. 計画の期間

本計画の期間は、2025年(平成37年)を見据えつつ、平成27年度から平成29年度までの3年間とし、平成12年4月の介護保険制度創設から第6期目の計画となります。



4. 袖ヶ浦市の高齢者人口の推計

(単位：人)

	実績値	推計値			参考値	
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
総人口	61,936	62,206	62,299	63,238	64,389	64,342
0～39歳人口	26,076	25,851	25,585	25,575	25,531	24,735
40～64歳人口	21,310	21,213	21,045	21,224	21,222	21,585
高齢者人口	14,550	15,142	15,669	16,439	17,636	18,022
前期高齢者	8,630	8,980	9,164	9,467	9,616	7,941
後期高齢者	5,920	6,162	6,505	6,972	8,020	10,081
高齢化率	23.5%	24.3%	25.2%	26.0%	27.4%	28.0%

※各年10月1日現在(実績値は住民基本台帳)

推計値は、平成22年から平成26年までの住民基本台帳人口をもとに、総合計画における人口推計との整合を図った上で、コーホート変化率法(同年に出生した集団から、性別・年齢別変化率、0歳児の出産年齢適齢女性に対する比率、出生児の男女比等を用いて将来の人口予測を計算する方法)により算出。

袖ヶ浦市の日常生活圏域 と高齢者人口の状況

高齢化率については、市全体の率(23.5%)を下回っている昭和地区(20.9%)、長浦地区(21.1%)と、上回っている根形地区(24.7%)、平岡地区(33.9%)、中川・富岡地区(29.2%)とに二分されています。



5. 要支援・要介護認定者数の推計

(単位:人)

	実績値			推計値			参考値	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
要支援1	182	188	193	199	209	224	270	329
要支援2	214	224	233	242	254	272	323	398
小計	396	412	426	441	463	496	593	727
要介護1	315	333	370	398	427	476	569	656
要介護2	307	317	319	323	331	350	426	484
要介護3	253	253	280	316	348	376	459	556
要介護4	272	286	270	285	295	298	330	390
要介護5	238	238	236	250	263	273	309	370
小計	1,385	1,427	1,475	1,572	1,664	1,773	2,093	2,456
合計	1,781	1,839	1,901	2,013	2,127	2,269	2,686	3,183

※各年 10月1日現在

6. 第6期計画における重点課題

高齢者・要介護者数等の推移動向、今後の施策ニーズ、第5期計画の実施状況、介護保険制度の改正等を踏まえると、第6期計画の重点課題は次のとおりまとめられます。

高齢者の在宅生活を支える仕組みづくりの構築

今後の高齢者人口、特に後期高齢者人口の増加、それに伴うひとり暮らし高齢者、高齢夫婦世帯の一層の増加などを見据え、高齢者の介護予防や健康寿命の延伸を図るため、高齢者の主体的な健康づくり活動、生きがい活動・社会(貢献)活動をさらに促進していく必要があります。

また、在宅生活を支える仕組みづくりのため、医師会や訪問看護ステーションなどの医療関係機関と、ケアマネジャーや介護事業者などの介護関係機関の連携強化を推進していく必要があります。

認知症高齢者に対する施策の充実

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加に対応できるよう、地域包括支援センター等における認知症施策の充実を図るとともに、医療との協働体制を構築し、連携の強化を図る必要があります。

また、家族介護者の介護負担の軽減のため、介護者と介護経験者の交流や情報交換を行うための機会の提供や介護者に対するサービスの充実を進めていく必要があります。

中・重度の要介護者に対するサービスの充実

市の要介護認定者の認定状況は、全国、千葉県と比べて中・重度の要介護者の割合が高いことから、介護度重度化防止を進めるとともに、今後高齢者人口が増加する中で、さらなる中・重度者の増加を抑制するために、介護予防事業の推進を図る必要があります。

これらに加え、平成27年度からの介護保険制度改正の中で、施設への入所が要介護3以上となることから、施設サービスの適正化についても進める必要があります。

介護予防の充実

平成27年度からの介護保険制度の改正により、介護予防については、これまでの心身機能の改善を中心とした考え方に、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなどの考え方を加えて、事業の充実を進めていくことが必要となりました。

この事業の充実に向け、専門的なサービスとともに住民主体の多様なサービスの提供について検討を行い、要支援者等の選択できるサービスの充実を図る必要があります。

また、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の介護予防活動を広く展開し、通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していく必要があります。

7. 計画の基本理念

今後ますます高齢化が進展していく中で、高齢者の生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予想されます。高齢期を迎えても、高齢者一人ひとりが、豊富な経験や知識、技術等を地域社会に活かすことができる環境づくりとともに、互いに助けあい支えあうまちづくりを推進していく必要があります。

また、高齢化の進展により、要介護者が増加することが見込まれますが、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳や生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができるよう、高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。

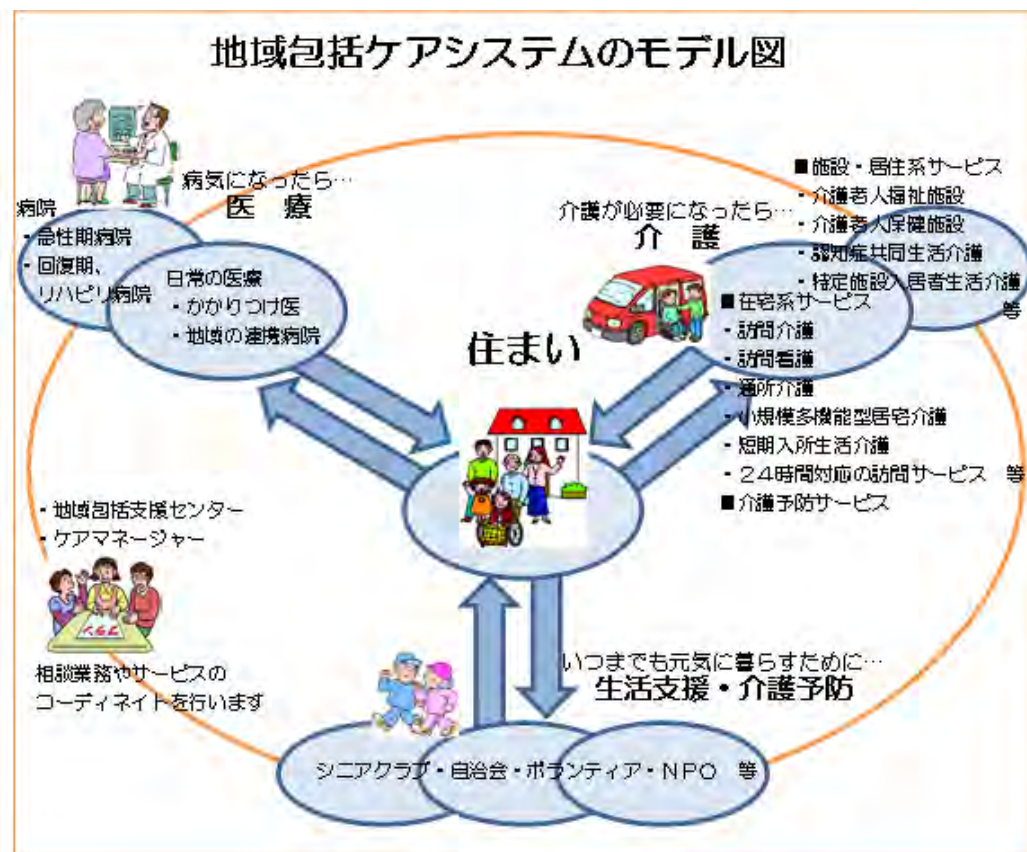
第6期の本計画では、第5期までの実績を踏まえさらに理念を深めていくために、第5期までの理念を継承し、高齢者が住み慣れた地域で支えあい、安心して暮らし続けられる高齢社会の実現を目指していきます。

■第6期計画の基本理念

ふれあいとささえあい
共にはぐくむ 高齢社会

8. 計画の基本目標

「ふれあいとささえあい 共にはぐくむ 高齢社会」を基本理念とした上で、第5期計画における課題や市民ニーズを踏まえながら重点課題への取り組みを行うとともに、第6期計画における地域包括ケアシステムの実現に向け、新たに5つの基本目標を設定し、施策を推進していきます。



基本目標1: 介護予防の促進と健康寿命の延伸

高齢者が、住み慣れた地域で、可能な限り生涯にわたり心身ともに健康で生き生きと暮らしていくことができるよう、介護予防の充実、健康の保持増進、疾病予防の推進を図ります。

基本目標2: 介護と医療の連携の推進

地域包括ケアシステムの中核となる機能を構築するために、在宅訪問診療や訪問看護等の在宅医療の充実とともに、介護と医療の連携のための基盤づくりを推進します。

基本目標3: 高齢者の住まいの支援

高齢者ができるだけ自立し安心して在宅生活を営めるように、住宅におけるバリアフリー化や多世代同居等を支援します。

基本目標4:介護サービスの充実

市民ニーズで要望が多かった家族の介護負担の軽減を図り、介護を必要とする高齢者を支えるために、介護保険制度改正への対応のもとに、介護保険サービスの質と量を確保して、介護相談体制の充実、介護給付の適正化、低所得者への支援等を推進し、介護保険事業の円滑な運営、質の充実を図ります。

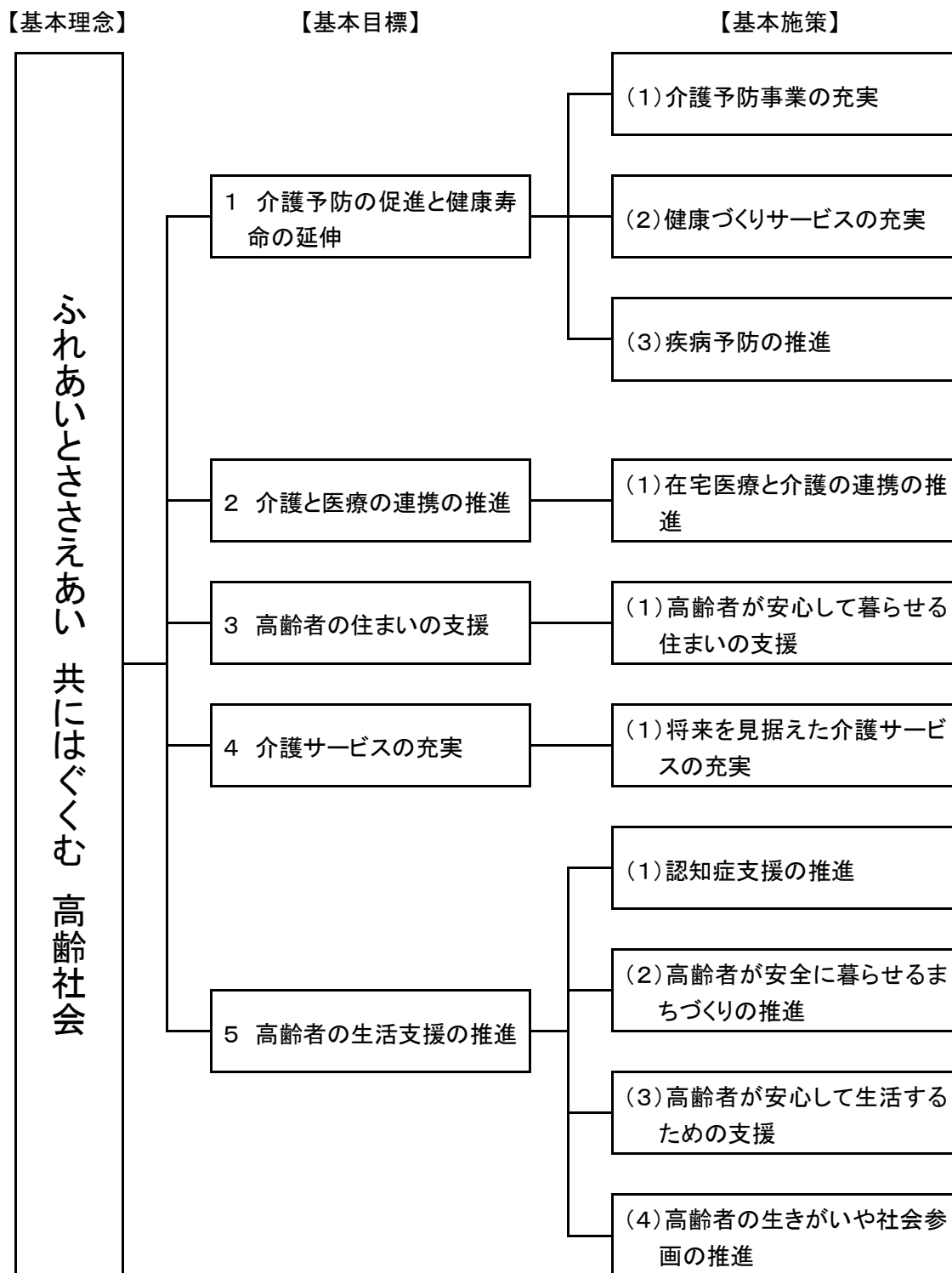
また、市民ニーズで要望あった介護制度に関する情報提供については、各種パンフレットなどをホームページに掲載するなど周知を図ります。

基本目標5:高齢者の生活支援の推進

介護を必要とする高齢者や認知症の方、ひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができるよう、認知症施策の充実、多様な主体による日常生活の支援、生きがい・交流活動や社会参画活動の推進を図ります。

9. 施策の体系

計画の基本目標を実現するために、以下の施策の体系で、施策の推進を図ります。



10. 施策の推進

基本目標	基本施策	事業名	担当課	区分
1 介護予防の促進と 健康寿命の延伸	(1)介護予防事業 の充実	介護予防・生活支援サービス事業	高齢者支援課	新規
		介護予防普及啓発事業	高齢者支援課	改善
		地域介護予防活動支援事業	高齢者支援課	改善
		介護予防把握事業	高齢者支援課	新規
		介護支援ボランティア事業	高齢者支援課	継続
		生活支援コーディネーターの配置	高齢者支援課	新規
		地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者支援課	新規
		一般介護予防事業評価事業	高齢者支援課	改善
	(2)健康づくりサー ビスの充実	健康づくり支援センター管理事業	健康推進課	継続
		総合型地域スポーツクラブ活性化事業	体育振興課	継続
		高齢者スポーツ大会事業	高齢者支援課	継続
	(3)疾病予防の推 進	特定健康診査及び特定保健指導の実施	保険年金課 健康推進課	継続
		後期高齢者健康診査の実施	保険年金課	継続
		人間ドック検診料の助成	保険年金課	継続
		成人保健指導事業	健康推進課	継続
		各種がん検診事業	健康推進課	継続
		健康相談事業	健康推進課	継続
		予防接種事業	健康推進課	継続
		歯科検診等推進事業	健康推進課	継続

基本目標	基本施策	事業名	担当課	区分
2 介護と医療 の連携の推進	(1)在宅医療と介護 の連携の推進	在宅生活支援のための医療機関と介護との連携の推進	高齢者支援課	新規
		医療と介護が連携した在宅生活支援のための環境整備	高齢者支援課	新規

基本目標	基本施策	事業名	担当課	区分
3 高齢者の住まいの支援	(1)高齢者が安心して暮らせる住まいの支援	世代間支え合い家族支援事業	高齢者支援課	継続
		高齢者等住宅整備資金貸付事業	高齢者支援課	継続
		木造住宅耐震化促進事業	建築住宅課	継続
		高齢者宅防火診断	消防本部予防課	継続
		養護老人ホーム	高齢者支援課	継続

基本目標	基本施策	事業名	担当課	区分
4 介護サービスの充実	(1)将来を見据えた介護サービスの充実	在宅介護サービスの充実	高齢者支援課	継続
		介護施設サービスの充実	高齢者支援課	継続
		地域密着型サービスの充実	高齢者支援課	継続
		介護相談員等派遣事業	高齢者支援課	継続
		介護給付等費用適正化事業	高齢者支援課	継続

基本目標	基本施策	事業名	担当課	区分
5 高齢者の生活支援の推進	(1)認知症支援の推進	認知症予防の推進	高齢者支援課	改善
		認知症の早期診断・早期対応	高齢者支援課	新規
		オレンジ連携シートを活用した医療との連携	高齢者支援課	改善
		認知症の人及び家族支援の強化	高齢者支援課	改善
	(2)高齢者が安全に暮らせるまちづくりの推進	救急・地域医療体制の整備	消防本部総務課	継続
		救急医療情報キット配布事業	高齢者支援課	継続
		災害時要援護者避難支援対策	危機管理課	継続
		高齢者等生活支援用具給付貸付事業	高齢者支援課	継続
		高齢者虐待防止事業	高齢者支援課	継続
		交通安全対策推進事業	市民活動支援課	継続
		防犯対策事業	市民活動支援課	継続
		道路・交通施設の整備	土木建設課	継続

(3)高齢者が安心して生活するための支援	地域ケア会議の運営	高齢者支援課	継続
	サブセンター運営事業	高齢者支援課	継続
	高齢者見守りネットワーク事業	高齢者支援課	改善
	生活支援短期宿泊事業	高齢者支援課	継続
	ひとり暮らし高齢者宅漏水調査	水道局	継続
	成年後見制度利用支援事業	高齢者支援課	継続
	消費生活相談員出前講座	商工観光課	継続
	移送サービス事業	社会福祉協議会	継続
	給食(配食)サービス	社会福祉協議会	継続
	家族介護用品支給事業	高齢者支援課	継続
	高齢者生活支援ホームヘルパー派遣事業	高齢者支援課	改善
	はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	高齢者支援課	継続
	理容師派遣事業	高齢者支援課	継続
	電話訪問サービス(ほっとテレホンサービス)	社会福祉協議会	継続
	家族介護慰労金支給事業	高齢者支援課	継続
(4)高齢者の生きがいや社会参画の推進	高齢者いきがい促進事業(高齢者学級)	市民会館 各公民館	継続
	ひとり暮らし高齢者バスツアー	社会福祉協議会	継続
	雇用促進奨励金の交付	商工観光課	継続
	敬老事業(長寿祝金)	高齢者支援課	継続
	老人福祉会館運営事業	高齢者支援課	継続
	シルバー人材センター育成事業	高齢者支援課	継続
	生きがい活動支援通所事業(いきいきサロン)	高齢者支援課	継続
	保育所児童世代間交流事業	保育課	継続
	地域ふれあいサロンの設置	社会福祉協議会	継続
	ボランティアセンターの充実	社会福祉協議会	継続
	地区社会福祉協議会の運営強化	社会福祉協議会	継続
	シニアクラブ活動助成事業	高齢者支援課	継続
	「ガウラナビ」を活用した情報発信	市民活動支援課	継続
	生涯学習ボランティア促進事業	生涯学習課	継続

11.介護保険事業費の見込み

(1)介護サービス給付費

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護サービスの総給付費	2, 877, 498	3, 120, 679	3, 510, 556

(2)介護予防サービス給付費

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防サービスの総給付費	138, 217	156, 463	139, 235

(3)地域支援事業費見込額

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域支援事業費	88, 078	95, 000	124, 000

12. 介護施設サービス・地域密着型サービスの整備計画

(1)介護施設サービス

第6期期間中に特別養護老人ホームを1施設整備することを計画します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)		1施設 定員 80 人 H29 年度開設	

(2)地域密着型サービス

訪問系サービスの充実として定期巡回・随時対応型訪問介護看護を、通所を中心としたサービスの充実として小規模多機能型居宅介護を整備することを計画します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1事業所	1事業所
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	1施設(*1) 定員 18 人 H27 年度開設		1施設 定員 25 人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1施設(*2) 定員 29 人 H28 年度開設		

(*1)開設事業者は、平成 25 年度に協議済みです。

(*2)開設事業者は、平成 25 年度に選定済みです。

13.費用負担割合

(1)保険給付費の負担割合

保険給付費の負担割合（施設等給付費を除く）

国	県	市	第1号被保険者の負担額	第2号被保険者の負担額
25%	12.5%	12.5%	22%*	28%

保険給付費の負担割合（施設等給付費）

国	県	市	第1号被保険者の負担額	第2号被保険者の負担額
20%	17.5%	12.5%	22%*	28%

※国から交付される調整交付金の交付率により、実質の負担割合は変化します。

地域支援事業費の負担割合

地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の負担割合

国	県	市	第1号被保険者の負担額	第2号被保険者の負担額
25%	12.5%	12.5%	22%	28%

地域支援事業（包括的支援事業、任意事業）の負担割合

国	県	市	第1号被保険者の負担額	第2号被保険者の負担額
39.0%	19.5%	19.5%	22%	0%

14.介護保険料の算定結果

(1)介護保険料基準額

介護保険料基準額	年額	57,300円	月額	4,775円
----------	----	---------	----	--------

(2)所得段階別保険料額(年額)

段階	対象者	算定方法	保険料額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.48	27,504円
第2段階	市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.73	41,829円
第3段階	市民税世帯非課税で年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.75	42,975円
第4段階	市民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円以下の方	基準額 ×0.90	51,570円
第5段階	市民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円を超える方	基準額 ×1.00	57,300円
第6段階	市民税本人課税者(合計所得金額120万円未満)	基準額 ×1.16	66,468円
第7段階	市民税本人課税者 (合計所得金額120万円以上190万円未満)	基準額 ×1.25	71,625円
第8段階	市民税本人課税者 (合計所得金額190万円以上290万円未満)	基準額 ×1.50	85,950円
第9段階	市民税本人課税者 (合計所得金額290万円以上400万円未満)	基準額 ×1.70	97,410円
第10段階	市民税本人課税者 (合計所得金額400万円以上500万円未満)	基準額 ×1.75	100,275円
第11段階	市民税本人課税者 (合計所得金額500万円以上600万円未満)	基準額 ×1.80	103,140円
第12段階	市民税本人課税者 (合計所得金額600万円以上1,000万円未満)	基準額 ×1.85	106,005円
第13段階	市民税本人課税者(合計所得金額1,000万円以上)	基準額 ×2.00	114,600円

議題（４） 袖ヶ浦市地域密着型サービス事業者（小規模多機能型居宅介護事業）の公募結果について

1 公募の概要

「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づき、介護サービスに係る地域密着型サービス事業の適正な整備・充実を図るため、小規模多機能型居宅介護を整備・運営する事業者を選定を行うにあたり、平成29年4月21日開催の第1回袖ヶ浦市介護保険運営協議会にて募集方法等に係る承認受け、平成29年4月21日から事業者の公募を実施しました。

項目	内容
開設年度	平成29年度
整備事業者数	1事業者
定員	25名以下
日常生活圏域	市内全域

2 これまでの経過及び結果

平成29年4月21日から事業者の公募を開始しましたが、応募の前提条件である事前協議申出書の受付期間が終了した時点において、事前協議申出書を提出した事業者が無かったため、事前協議申出書受付期間の終了日である5月31日をもって、今回の公募を終了したものです。

項目	期間	受付件数
募集要項配布期間	平成29年4月21日～5月31日	
質問受付期間	平成29年4月21日～5月8日	0件
事前協議申出書受付期間	平成29年5月15日～5月31日	0件
応募書類受付期間	平成29年6月21日～7月5日	

《過去の状況》

平成28年度に公募を実施

※応募事業者なし（事前協議はあったものの本申請には至らず）

3 今後の予定

当該施設の整備手法について、現在策定作業中の「高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」において実施している事業者アンケート調査等を踏まえながら再度現状を整理し、今後の方針について検討を行ってまいります。

議題(5)その他

第1回介護保険運営協議会にてご意見のありましたことについて報告するものです

生活支援体制整備事業 協議体の活動状況について

1 生活支援体制整備事業と協議体について

現代において、地域での人と人とのつながりによる支え合いを、かつてのように取り戻すことは難しいことですが、「生活支援体制整備事業」は、その再構築を行政が主体となって制度的に取り組む、高齢者が安心して地域で暮らせるよう、地域の関係団体やボランティア、事業所など「多様な主体」による「多様なサービス」を提供することで、地域における新たな支え合いの仕組みづくりを目指す事業です。

各協議体は、その仕組みづくりのために、参加者相互の情報共有及び高齢者の日常生活の支援に関するアイデアなどを自由に話し合う場です。なお、協議体の参加者が実際に活動するものではなく、活動については地域でボランティアを集めたり、事業所に依頼するなど、担い手を探していきます。

【各圏域協議体基本メンバー】

団体名	参加人数
袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会	2名（各地区1名）
各地区社会福祉協議会	2名（各地区1名）
袖ヶ浦市シニアクラブ連合会	2名（各地区1名）
袖ヶ浦市ケアマネジャーネットワーク	1名
袖ヶ浦市社会福祉協議会	1名
合 計	8名

※各圏域協議体に高齢者支援課（地域包括支援センター、各サブセンター含む）が事務局として出席します。

2 これまでの各圏域協議体の会議開催状況等

○昭和・根形圏域協議体

- 開 催 日：①平成29年2月21日（火）
 ②平成29年3月28日（火）
 ③平成29年5月 9日（火）

場 所：市役所又は根形公民館

○長浦・蔵波圏域協議体

開 催 日：①平成29年2月 9日（木）

②平成29年3月10日（金）

③平成29年5月12日（金）

場 所：長浦公民館又は長浦おかのうえ図書館

○平岡・中川富岡圏域協議体

開 催 日：①平成29年2月16日（木）

②平成29年3月24日（金）

③平成29年5月23日（火）

場 所：平川公民館又は平岡公民館

3 協議内容等について

3 ページ参照

4 今後の予定

○平成29年度第2回圏域協議体の開催予定

①昭和・根形圏域協議体

期 日：平成29年7月11日（火）午前10時から

場 所：根形公民館2階会議室

②長浦・蔵波圏域協議体

期 日：平成29年7月7日（金）午前10時から

場 所：長浦おかのうえ図書館会議室1

③平岡・中川富岡圏域協議体

期 日：平成29年7月13日（木）午前10時から

場 所：平川公民館1階会議室

○第3回以降の予定

・各圏域体ともに、第3回を9月、第4回を11月、第5回を平成30年1月、第6回を3月に行う予定です。

生活支援体制整備事業圏域協議体における主な協議内容

〈平成29年5月末現在〉

		昭和・根形圏域	長浦・蔵波圏域	平岡・中富圏域
1 ・地域生活の課題 ・意見	(1)交流・社会性	<p>・日常生活の具体的な不便を感じていなくても独居の方はさみしさを、家族がいる人でも考え方の違い等の悩みを抱えている高齢者は多い。また、活動をしている高齢者は限られていて、高齢者の多くはどこの集まりにも顔をだしていない。</p>	<p>・高齢者が交流をする団体はいくつもあり、中には口コミで参加者が伸びている団体もあるが、開催する場所が限られているため、人との関わりを希望している人すべてにいきわたっているわけではない。一方で、開催場所を増やした場合の担い手不足の問題がある。</p>	<p>・高齢者が仕事を継続しているため、高齢者向けの集まりを開催しても参加者が伸びない。 また、集まれる場所がないため、会場まで電車を利用している地域もある。 一方で、子供を通じた交流が住民同士のつながりの下支えになってる地域もある。</p>
	(2)移動手段	<p>・本人が運転できない場合の代替手段がなく、サロンなど機会が用意されていても足がないため参加できない。市民団体による移送サービスも検討されたが、担い手となるボランティアが集まらない等の課題がある。</p>	<p>・移動手段さえあれば、出かけたいたいという人は多く、中には周囲の人が善意で送迎をしている場合はあるが、市民団体等による送迎は行われていない。</p>	<p>・高齢者が多いため移動に苦勞が多いものの、土地柄からか隣近所の支援で送迎が成り立っている地域もある。また、送迎の支援を行う市民団体等もある。</p>
	(3)生活支援	<p>・近隣に家族が住んでいたり介護保険を活用している人は日常生活に不便あまり感じていない。 一方独居の高齢者は庭木の手入れ等に悩みを抱えているが、生活支援を受け持つ市民団体等はない。</p>	<p>・蔵波台と長浦にそれぞれ日常生活の支援を行う市民団体等があるものの、介護保険サービスなど既存のサービスとの住み分けに苦慮している。</p>	<p>・独居の方の見守りや怪我をした人の支援などを住民同士で行っている地区もあり、生活支援を行う市民団体等も存在している。</p>
	(4)買い物	<p>・地元に商店がない地域があったり、コンビニができて、そこまで行くことに苦勞している。</p>	<p>・市民団体等が買い物代行について検討したとのことだが、他のサービスとの兼合いを考慮した結果、実現には至っていない。</p>	<p>・平川地区の店舗への送迎について市民団体等が支援しており、サロンなどの際に移動販売を呼び利用している。</p>
2. 地域組織の課題		<p>・既存の組織の担い手も高齢化が進んでい一方で、高齢者に該当する年齢になっても仕事を継続する人が多くいるため、新規加入が無く支援する側の組織に若い人が足りない。 また、役職を担うことを嫌い組織に所属しない傾向がある。</p>	<p>・住民による自助・共助には自治会の役割が大きいが、地区によって自治会の組織や活動状況に違いがあり、中にはすでに、助け合いが成り立っていない地区もある。 また、生活支援を狭い範囲で行える体制をつくる場合、自治会などの既存の組織にその役割を担ってもらうことは難しい。</p>	<p>・平岡地区は高齢化率は高く、既存の組織の担い手も高齢化により役員等を担えなくなっているという状況があるが、他地区に比べて人口が少ないので地域で助け合い対策はしやすいのではないかという意見もある。</p>